**就 任 承 諾 書 兼 誓 約 書**

私は、社会福祉法人○○○○の｛評議員・理事・監事｝に就任することを承諾します。

【任期】（年号）○年度開催の定時評議員会の終結の時から

　　　（年号）○年度開催の定時評議員会の終結の時まで

また、就任にあたり、次の各号に該当していないことを誓約します。

１　社会福祉法第４０条第１項各号

２　｛評議員｝各評議員又は各役員と親族等特殊関係にある者

　　｛理　事｝上限を超えて、各理事と親族等特殊関係にある者

　　｛監　事｝各役員と親族等特殊関係にある者

３　暴力団員等の反社会勢力の者

社会福祉法人○○○○　理事長　様

（年号）○年○月○日

住所

氏名 　　　　印

1. 役員及び評議員の選任にあたり、役員及び評議員の候補者が欠格事由に該当しないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、誓約書により確認を行う場合の一例です。
2. 記名押印又は署名（自署）の場合に、印鑑登録印の押印や印鑑登録証明書の添付は必須ではありませんが、必要事項を登記する際に、別途必要になる場合がありますので、ご留意ください。

【参考】

社会福祉法

（評議員の資格等）

第４０条第１項　次に掲げる者は、評議員となることができない。

一　法人

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省で定め

るもの

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違

反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は

執行を受けることがなくなるまでの者

五　法第５６条第８項の規定による所轄庁の解散命令による解散を命ぜられた社会福祉

法人の解散当時の役員

（役員の資格等）

第４４条第１項　第４０条第１項の規定は、役員について準用する。

第５６条第８項

所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違

反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

社会福祉法施行規則

　（職務を適正に執行することができない者）

　第２条の６の２

法第４０条第１項第二号(法第４４条第１項、第４６条の６第６項及び第１１５条第２項において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。